

平成十一年六月十五日(火曜日)

午後二時一分開議

出席小委員

小委員長 中川 秀直君

遠沢 一郎君 遠藤 武彦君

御法川英文君 河本 三郎君

熊代 昭彦君 赤松 広隆君

松沢 成文君 東 順治君

井上 喜一君

小委員外の出席者

議院運営委員 東中 光雄君

議院運営委員 島山健治郎君

事務 総 長 谷 福丸君

衆議院法制局長 郡山 芳一君

本日の会議に付した案件
国会法の一部改正の件

○中川小委員長 これより国会法改正等に関する小委員会を開会いたします。

国会法の一部改正について御協議を願いたいと存じます。

前回の議論を踏まえまして進めさせていただきましたということになりますと、前回、自民党側から、国会法改正の要綱並びに調査会規程の細目案ですか、これが提示されました。各党、お持ち帰りをお願いしておりますので、それに対するお答えをいただくというところから始めたいと思っております。

それでは、民主党さんからお願いいいたします。

○赤松(広)小委員 前回、自民党案という形で、たたき台というふうにおっしゃっておりますけれども、出された案について、私どもの党内にも

憲法調査会がありますので、そこで役員の方にお集まりをいただいて、御意見を出していただき、とりあえず民主党としての意見を取りまとめたいと思っております。これは金曜日になりました。とおよそ四点にわたってやりまして、第一点は、法案の一の項目に「衆議院に憲法調査会を設けるものとする。」ということでしたが、これはもう当初から、参議院へ送って向こうで修正させていくことではなくて、重要な法律案になると思っておりますので、最初から両院に設置することにした方がよいというのがあります。第一点でございます。

第二点は、この憲法調査会というものは、そもそもいろいろ経緯からいって、決議もできない、あるいは議案提出権もないということに進めてきたわけですし、その前提なものですから、そういうことを法文上どういう形で書き込むのか、専門家でないとおっしゃるわけですが、とにかく、そういう決議、提案権がないということを書き込んでもらいたいということが二つ目でございます。

三つ目は、これは公明党さん先日出されておりましたけれども、会長については、互選ではなくて、やはり本院、衆議院なら衆議院で決める、これは議長指名というやり方もあるでしょうけれども、基本的には本会議で決めるということ。それにあわせて、これも我が党が最初から主張しております。円満な調査会の運営ということをお考えれば、副会長を設けて、野党第一党から副会長は出すべきであるという、構成に関して三つ目。

四つ目は、これもいろいろ各党から御意見がございましたが、これは旧来の常任委員会とは違うわけですから、その意味でいえば、また憲法についての調査をするという趣旨からいえば、広く国民の前に開かれた形で運営されることが望ましい

ということ、原則公開とする。わあっと人が押しかけたら困ってしまうのではないかと、これは会長の整理権で、そのときはスペースの問題があるのでというようなことで制限することができるとは、原則禁止ではなくて、とにかく原則公開。そのところをぜひ変えてもらいたい。とおよそ、この四点でございます。

○中川小委員長 はい、わかりました。

明改さん、お願いします。

○東(順)小委員 我が方も、議案提出権なしというところを何らかの形で書き込めませんかということでございます。

それと、調査会は、会長のもとに理事會を置くということだったのでありますが、これは幹事會でもないのではないかと、これは幹事會でもい

それから、傍聴の問題ですけれども、これも議論になりました、ただいま民主党さんがおっしゃったような書き方ができるのであれば望ましいのですけれども、今の常任委員会、国会法五十二条ですか、これをそのままこちらに当てはめてみたときに、実態的に委員長の許可ということ

で傍聴がなされているということであれば、必ずしも案文を、この言葉を、傍聴を許すというふう

に書きかえなくてもいいのではないかと、この意見と両方出しまして、今の常任委員会的な実態的な運用でよろしいのではないかと、ここに落ちつきました。

以上です。

○中川小委員長 それでは、自由党さん、お願いします。

○井上(喜)小委員 前回申し上げたとおりでありまして、原則として、この原案でいいと思うので

す。

前回は、法律は公布の日から施行して、その実施といえますか実際の活動は、次の常会の召集の日ということはどうか、こんな意見を申し上げたのでありますが、事務局の方は、ちょっとそこは問題があるのではないかと、皆さんの意見もありません。そういうことで、皆さんが了解されれば、そうしていただきたいし、いや、もうこの案のままでもいいということであれば、あえて主張はしません。

今、民主党からお話がありました、参議院にも設けるということは、別々に調査会を開いてやる、そういうことなんです。調査会をそれぞれつくるけれども、実際の開会は、運営は、常に合同でやるみたいなきことなんです。その点はどういうことになるんですか。

○赤松(広)小委員 両院に設置するという意見。

○井上(喜)小委員 両院に設置する。開会については、合同でやるということなんです。別々にやるということなんです。

○赤松(広)小委員 基本的には、別々の院に別々の調査会ができるわけですから、両方やる。ただし、実態論として、例えばこのことについては一度衆参で合同で意見交換しようみたいなことは、それは会の運営上あっていいと思うのですけれども、基本は別個に置いて、それぞれの調査会がやる。

○井上(喜)小委員 そういう趣旨ですね。なるほど、それでよくわかりました。

それから、副会長制は、今の常任委員会、特別委員会でもいいと思えますので、副会長を置くことについてはいかがなものか、そんな感じを抱きます。

○中川小委員長 それでは、東中先生、民主党さん、どうぞ御意見を。

○東中委員 前々から申し上げておられますとおり、日本国憲法について、広範かつ総合的な調査

を行うのは、現在の常任委員会で、必要があればいつでもできるというふうな考えております。そういう点で、わざわざ憲法調査会というものを、国会法を変えてまで設けるという必要はない。

それをあえてやるということになると、憲法についての常任委員会を設置しようという議連の運動がございましたが、やはり、憲法を変える、とりわけ憲法の九条なんかを変えるという方向を志向している、その中で出てきているというふうな考えざるを得ないので、むしろ、そうであれば、これはもう、断じて私たちは、やらなくてもいいだけではないかと、やっではないかということだというふうな考えておりますので、国会法の一部を改正して調査会を設置することには反対だということをおし上げておきたいと思っております。

○島山委員 国会法の改正は、慣例として全会派一致してということできている、このことを尊重してもらわなければいけない。前例として決算行政監視委員会の改正をやったじゃないかというなら、前例としてあるわけですが、それは、あるものの一部を改正したということにすぎません。新設でありますから、これは全会一致が原則でなければいけないということが我が党の主張でございます。

と同時に、今はまだできてはいないわけでありますが、国家基本政策委員会を常設機関としてつくろうではないかというお話もありましたので、まさに、やるとすれば、こんな場所がその議論をする適当な場所ではないのかという議論もありません。

○中川小委員長 それでは、自民党さん、ただいまの御意見も踏まえて、どうぞ御意見を。

○遠沢小委員 前回、自民党案といいますが、たまたま台という意味で、何らかのものがないと、物事を整理する、各党の意見を聞かせていただくにいいのではないかと判断で、党の試案のようなものを出させていたわけですが、きょう、それぞれ改めて見解を承りまして、ありがとうございました。

基本的には、議案提出権のない憲法調査会を院に設置する、五十人委員会であろうという大枠は固まっているわけでありまして、それをベースに、各会派で、話し合いで円満に、その調査会の細目を詰めていく、そして法律案をつくっていく、そういう姿勢でいきたいと思っております。

ちょっと個別に申し上げさせていただきますと、まず赤松筆頭から、民主党の憲法調査会の議論を踏まえて、四点ほどお出しをいただきました。「衆議院に憲法調査会を設けるものとする。」というのを要綱のまず第一に掲げておりましたが、これは、さっくばらんに参加の方と調整をして、最初から両院に置くということ、両院の合意でそういう法律案ができれば、それはそれでよろしいのではないかと思います。

今までのたぐいのものは、あえて衆議院のことは衆議院では触れないということをやってきたのも事実のようでありまして、立法手続というか、あるいは長年の精神みたいなものが、私も不勉強でありますけれども、大きく何かに抵触するということがない限り、それはそれで、両院の話合いがつけばいいのではないかと思いますが、ちょっと研究、勉強を急ぎさせていただきます。

また、議案提出権がないものということも明記しないかと、民主党さん、また明改さんからもお話がございました。これは、もし書くことすれば、調査会規程の一の権能のところ、報告書の作成あるいは中間報告、そのところに書くことになると、なかなか、そういうふうには思いますが、これもちょっと事務方と、その書き方等について調査をしてみたいというふうな思っています。提出権がないというところは、もう既にお互いの合意で、それを前提にしてやるというコンセンサスはできているわけでありまして、ちょっと事務的にはどうなるか、勉強を置きたいと思っております。

副会長を置くということについて、そういう意見が強いならば、自由党さんからはいかなるものか

という意見が出ましたけれども、自民党としては、全体が折り合えば、会長一人であとは幹事と平委員でなくても、副会長という御要望が非常に強くて全体の合意が得られれば、それはそれで受けてもよろしいのではないかとこのように思っております。

また、傍聴規定のところでありまして、前回もちょっと御説明をさせていただきました。五十二條で、常設の常任委員会等と同じ扱いで規定をいたしましたところでありまして、他の委員会と違う調査会ということでもありますので、独自の規定を設けるといふことで、皆さんがそちらの方がいいということであれば、そういう方向で整理をいたしたいというふうな思っております。

今、お出しをいただいた具体的な御意見、御希望を自民党でもちょっと党内で勉強し、また、事務的に可能かどうかというふうなこともあろうかと思っておりますので、いずれにしても、急ぎ整理をさせていただきます。

以上です。

○井上(書)小委員 私が副会長のことを発言しましたこと、ちょっと申し上げたいと思っております。これは、会長は決めないといけませんから、その下に幹事なりというものがあられるわけですね。そういう人たちの意見を聞きながら運営をするということであると思うのですが、副会長となりますと、また副会長の権限みたいなものがあるわけですね。それで何か幹事の中でまた一人そういう権限のあるものをつくって、発言権を持つというの

は、私はどうかと思うのです。やはり、幹事の意見を全体としてよく聞きながら、会長が公平に判断をして運営していくというのが一番いいのではないかと、そういう趣旨なんです。

○東(順)小委員 私たちも、この副会長について、今自由党さんがおっしゃったそういう趣旨で、殊さら副会長を置く必要はないのではないかと考えます。

先ほど自民党さん、傍聴の話で、独自の調査会

の規定をというところで、原則公開ということを書けるのであれば、私たちは原則公開という形で書いた方がよりよい、こう思います。

○赤松(公)小委員 御意見があったので、一応お答えだけしておきたいと思っております。

衆議院でも参議院でも、議会全体の運営は、議長がいて副議長がいる。別に与党、野党から出ていても、その辺のところはそれぞれ円満に運営していくということどうやうなことを考えていると思っております。

それから、たまたま国の機関の委員会は、普通、委員長がいて、あと理事がいて、委員ですけれども、もう少し下の都道府県とか市議会レベルにいけば、委員会に副委員長なんか置いてやっているところもいっぱいありますし、それは井上先生言われるような、副がいるとかえってやりにくくなっちゃうとか、運営上支障を来すというふうなことはならない。むしろ事務が事柄だけに、そういう意味でいえば、副会長を置いて、しかも、基本的には与党、野党という違う立場の人が正副であるということの方が円満な運営ができるのではないかとこのように思っております。

我が党としては、たまたま今、野党第一党はうちですけれども、それはある場合には明改さんになるかもしれないし、あるいは自由党さんが第二党で、たまたまそのときは野党の立場であれば、自由党さんから出るかもしれない。うちが今たまたまそういう立場にあるから言っているのではなくて、全体の運営をうまくやっていこうと思つて、全体がいいということが一つでございます。

それから、衆議院だけじゃなくて両院にという、それについてちょっとつけ加えさせてもらいますと、当初伺っていたのは、衆議院だけ置いて、参議院に行つて修正して、また戻してきて、こっちのあれということはあるのですが、むしろ参議院の人も、うちの党でいうと、当初それはそういうふうな意見が強かったのですが、議論をすつとしていくと、どうせそういうふうにするのだったら、むしろ最初から両院につく

とすることでそれぞれ法律を衆議院、参議院で認めていくということの方が筋は立っているのではないかという意見が強くありまして、それで私もその意見として、最初から両院に設置した方がいい、こういうことにしたということですから、ちょっと補足をさせてもらいました。

この取り扱いです。きょういろいろ出たので、僕のところも、各党もそうかもわかりませんが、それぞれ、公明さんはこういう意見だった、自由さんはこういう意見だった、それから自民党はこうだったというのを一回整理してもらって、それから我々の意見を御検討いただくものもあるようです。

○中川小委員長 わかりました。

その前に、ちょっと御相談なんです、事務総長もお見えなんで、事務的な見解も多少聞きたい点が幾つかあります。

例えば、今民主党さんから、あるいはいろいろな各党から出たので、法律では書けないが規程では書ける、つまり、例えば議案提出権ということ、法律、国会法では提出権がないと書けないわけですよ。国会法では、委員会が議案提出ができるということがあるわけだから、できると書いていないということがあるということなんです、それを、できないとするということとは書けないんです、法律では、そこら辺は規程では書けるのか、ちょっとまずその点について、明確に答えてほしい。

○郡山法制局参事 今先生御下問の、法律上規程に書けるかどうかということですが、今小委員長から説明がございましたように、国会法上は、各常任委員会等には法案提出権がある、こう書いてございます。本会議のいわば下部機関としての常任委員会には、本会議に議案を審査して持ち上げる、あるいは提出するという権限が国会法上与えられております。

それに対して、今回先生方が御議論されております憲法調査会、これは、もともと憲法について調査をするというだけの権限しか与えられて

おりませんので、その結果は、本会議にどうこうということではございませんで、議長に報告をするというふうにとどめられておりますので、国会法上はあくまでも、議案提出権はもともとありやうがないということになります。

したがって、それをないというふうにしてしまふことは、逆に、一体どういうことなんだろう、もともとあるものを否定する意味で、ないと書いてあるのかどうか、かえって紛れが生じます。したがって、そういう意味で、明確に国会法上権限が与えられていないということがはっきりしておきますので、これは法律上は書かないということが、法律論としては正しいかと思えます。

○中川小委員長 ただし規程案では書けるのかということ。

○郡山法制局参事 規程案になりますと、規程案はあくまでも、国会法の権限規定を、さらに細かく引き写す、細則について定めるというだけでございます。それから、国会法上与えられていないもの、さらにもう一回規程で書くということはあり得ないと思えます。国会法のレベルとしてないわけでございます。国会法に書かない以上はその下でもないということですよ。

○中川小委員長 規程案にも書けない。

○郡山法制局参事 はい。そういうのを書かないのが正しいと思えます。

○中川小委員長 書かないのが正しい。

書けないのと、書かないのが正しいのと、ちょっと違うと思うのだが、書けないのか。

○郡山法制局参事 はい。調査会の構造として、繰り返しになって恐縮ですが、本会議から議案を付託されたり、本会議のために議案を審査するものではない、本会議の下部機関としての構造だということ、国会法上位置づけられるということ、国会法上も規程上も、議案提出権はそもそもないということになりますので、国会法及び規程にないということ

を書くということ、かえって疑義を招きかねないと思えます。

○中川小委員長 これが事務局の法制上の見解、揺るぎない見解のようなことを言っておられますが、その点に関して、御質問があればどうぞ。

○東(順)小委員 当初は、議案提出権を持つか持たないかというのがすい議論になって、それで調査会の性格づけをしようという議論をしたので、すけれども、調査会というものはもともとないんだということになると、何のための議論だったのかということになるのではないかと、ちょっと、その辺がよくわからないのですが。

○中川小委員長 参議院の調査会は、議案提出権があると書いてあるんですよ。

○東(順)小委員 参議院にはあるでしょう。今の御説明は、調査会たるものは提出権はもともとないんだという御説明だから、ちょっとそこらあたりを。

○中川小委員長 もう一回説明してください。

○郡山法制局参事 お答えさせていただきます。おっしゃるとおり、参議院の調査会におきましては、同じ調査会という名称でございますが、国会法の上で、あくまでもこれは本会議の下部機関として位置づけられておまして、調査をしまして、それを本会議に報告する、議長ではございませんで本会議に報告する、あるいは議案提出権もありません、こういうふうな国会法上書いてございませう。

それに対して、今御議論になっております調査会、名称は同じ調査会という名称でございますが、御議論の結果としまして、繰り返しになつて恐縮ですが、議案提出権は持たない、かつ、議院に、ハウスに報告するのではなくて、あくまで議長に報告するにとどまるという構造になつておりますから、構造上これは本会議の下部機関ではございませんと、こういう位置づけをされるということでございますので、国会法ではそのように書かせていただくということになります。

○東(順)小委員 そういう位置づけにしたから、そうなるということですね。

○郡山法制局参事 はい。先生方の御議論の結果、そのように位置づけられて、そのように国会法に書かせていただく、そのような構造にさせていただくということでございます。

○赤松(広)小委員 そうしたら、例えば規程の権能の2のところ、調査書を作成して、会長からこれを議長に提出するものとするを書いてある。これは、何で報告じゃなくて提出になっているわけですか。文章的には報告でもいいわけですか。

○郡山法制局参事 議長に報告をするということでございます。それは細則、細かい規則になりますと、実は、では報告はどういった形でするかというのと、それはペーパー、報告書を作成してという、まさに細則が書いてあるわけでございます。

○赤松(広)小委員 だから、提出なんということになると、何か議案提出権みたいなことや、やはりイメージが重なってしまうものだから、それだ、たら、むしろ議長に報告するとかの方で、もともとこの調査会にはそういう権能はないんだということ、議連の場合どこかで確認しておくとかいうことでもいいですね。もしどうしても条文的に書き込めないのであれば、各党合意事項で、あるいは確認書で。

○井上(善)小委員 僕の理解は、法律の方では調査を行うとしているわけですよ。つまり、調査と法律で限定しているわけですよ。したがって、規程も調査を受けているわけですから、当然議案の提出権はないんだという解釈だと思つて、私はそういうふうな受け取った。そのことを言っていたと思つてます。

だから、書いて書けないことではないと思うのだけれども、常識的に、多少法律をやっておれば、調査と限定しているんだから調査以上の何物でもないじゃないか、そういうことを言っているんじゃないでしょうか。

○中川小委員長 この国会法小委員会、政治的

に、政治的にというのはおかしいですけども、申し合わせをして、文章には書かないけれどもそういう提出権はないという解釈だ、これはいかようにもできると思うのです。

ただ、今言ったように、法制上の問題で、国会法に議案提出権の条項を一切入れていないんだからないんだ、それを、またないと言わなければいけません。これは持ち帰っていただけじゃないか、こういう見解も、やはり、その上でまた議論していただかないといけないんだらうと思えます。

○松沢小委員 ちよっと法制局に、もう一つ関連で。

これは、ハウスに報告するんじゃないで議長に報告する。ハウスに報告したら法案の審議権なんかがある。参議院の調査会なんかはそういうふうになっている。衆議院につくる予定の憲法調査会は議長に報告する形になっている。それは、形でいうと、議長の諮問機関みたいな形になるのですか、会の性格としては、そういう判断ですか。

○郡山法制局参事 お答えさせていただきます。

これは議長の諮問機関ということではございません。あくまでハウスの機関でございます。ただ、問題は、ハウスで何か議決をする、その前提として、通常の委員会のように委員会で審査をしてそれをハウスに持ち上げる、先生方の御議論ではそういうことではなかったというふうに承知しております。

○中川小委員長 だから議長への報告にした。本会議は議決権があるし、その報告を了承するに御異議ありませんかといったら、いわば決議と同じようなことになるから。

○松沢小委員 そうであれば、会長を決めるときに、ハウス全体の選挙というのは逆におかしくなりすよ、整合性から見れば。だから、結局ここにあるように、委員が互選するならばわかるけれども、ハウス全体で会長を選ぶというのは、今の

話の整合性からいうとちよっとおかしくなりますよ。

○中川小委員長 では、せつかくそこにいったから、互選か、院の選出かということについての法制上の見解、判断は我々がしなければいけぬのだが、そこもちよっと言ってください。

○郡山法制局参事 お答えさせていただきます。今先生御指摘のように、もともとハウスが何事かを議決する、その前提として調査会なりで御議論をいただく、そういう仕組みになっておりません。あくまでも、調査会が調査をしますと、その結果は、本会議ではございませんで、院そのものに何がしかレポートされて終わるということになっております。

そういう意味からいきますと、調査会長の人事についてはいいと思います。それはいろいろなお考えはあるかと思いますが、どちらかといいますと、ハウスで選挙されるよりは互選の方が筋のたうかと思えます。

○中川小委員長 委員会の互選と本会議での選出の違いをちよっと説明してくれないか。本会議選出の場合と委員の互選、例えば特別委員長と常任委員長の違いというのはどこにあるのか。

○谷事務総長 特別委員会は、あくまでも委員長を選出母体が委員でございます。常任委員長は、院の役員として議院の本会議で選挙されたことになっております。したがって、特別委員長の場合は、委員会が不信任が可決されましたら、その場で、委員会でも委員長不信任という効果が出ますけれども、本会議では解任決議案ということで可決されなければいけない、こういうことです。

今度の場合も、これはまたちよっと違う調査会でございませうからあれですけども、ハウスで選任することになりますと、やはりその解任決議の問題が一つひっかかる。

○東(順)小委員 そうすると、調査会長を不信任したいというような事柄が生じたときは、どういう手続になるのですか。

○谷事務総長 それは、委員で互選するのとハウスで選挙するかによって、そのやり方は違ってくる。

○東(順)小委員 例えば委員で互選した場合は、その委員の中で不信任ということになるのですか。

○谷事務総長 はい。

○赤松(広)小委員 特別委員会と一緒。

○中川小委員長 議院の場合は、本会議で不信任をやらなければいけない。では、これも、まずそういう見解があるということ前提に、もう一度御検討もいただかなければいかぬのでお持ち帰りいただく。与党もお願いをします。

○達沢小委員 はい。

○中川小委員長 それからもう一点、両院設置と議事の原則公開について、法制上の見解とか、事務的な見解をお願いしたいと思うのです。僕は、自分なりに考えたり、聞かされてそうなのかなと思つたのは、例えば衆議院設置ということとは議運委員長提案になるわけでしょう、国会法改正。私、議運委員長は衆議院ですね。それが衆参両院に設置するという提案をしてもいいのですか、悪いのですか。そこをちよっと教えてくださいます。

○谷事務総長 これも、理屈というよりも、今までの実態はプロトコルの問題だと思うのです。議院がそれぞれ自治ですから、衆議院の議院運営委員会が衆議院のことをお決めになるのに、参議院のことも一緒に決めるといふことは、参議院がそれでお任せします、よろしいということになれば、それはまた理屈の世界を超えらるんではないか、それはまた理屈の世界を超えらるんではないか、お互いの院を尊重し合うということをやってきたんだと思うのです。

○赤松(広)小委員 ただ、尊重するということと、例えば公職選挙法の議員定数を繰りにするとか、あるいは選挙制度を小選挙区に変えるとかというものが、一つの法律として、衆議院、参議院を

通っていくわけですよ。あるいは参議院の比例の数を減らすとかいうのも。

○中川小委員長 それは参議院先議で来たね、参議院改革のときは。

○赤松(広)小委員 それは、そういう立場を尊重してということでしょう。それは別に、衆議院で可決し、参議院へ送られて成立するとかいう形であつてもいいわけですか。

○井上(喜)小委員 だから、それは単なるプロトコル上の問題であつて、例えば今度の副大臣だとかなんとかの場合は、基本問題調査会というのを参議院にも置くわけですね。しかし、あれはそういうのをいれて衆議院で提案するんじゃないんですか。だから、僕は、それはできないことはないんじゃないかと思つた。

○谷事務総長 できないことはないというのは、国会法ですから、要するに両院を踏まえた上の一つの法律ですから、今まではそういうことで、参議院でもし、余計なことを衆議院が何でするんだというクレームがつくとそれはやれませんで、全く両院の合意が生じた上でやりになるのはできるでしょうと思つていますが、今まではお互いに暗黙の。

○東(順)小委員 極めて素朴に考えて、議会制度協議会の議論も、衆議院の議長のもとに、衆議院の中で議論をしてきて、この国会法小委員会も、衆議院の議院運営委員長のもとで衆議院議員が議論して、同時に参議院もセットするよというの、議論の段階で全然参加をしていなくて、何の権能も与えられていなくて、答えだけ向こうに押しつけるみたいなことは、すくなく自然ではないのか。

○中川小委員長 今度の副大臣の参議院の代表も。

○東(順)小委員 入っています。副大臣の衆参両方代表が入つてやっていますから、だから、参議院のことは参議院で一回議論しないと不自然な感じがあるんじゃないか。

○中川小委員長 わかりました。事務的なこと

は、そういうことでできなくはない。ただ、プロトコルの問題はある。そのプロトコルは政治的な問題もあるわけで、ひとつ各党が持ち帰って、参議院側と、民主党さんはいいと云うけれども、自民党は、いや、おれたちは聞いてないからちゃんと手続を、衆議院でやってきて、送れと言ったかもしれないし、その辺、もう一回持ち帰っていただいて、この点も確認した上で。よろしいですか。

○赤松(広)小委員 はい、結構です。

○中川小委員 それから、最後にもう一点、民主主義の提案に即しての問題提起であります。原公開の問題、それから副会長がもし置かれた場合の権限、権能の問題、これについてちょっと事務的にあれば。

○谷事務局長 副会長の権能の方は、法制局から。

原公開の方は、衆議院では一度議会制度協議会で合意を完全に得ていただいたことでございまして、だからそこからは、衆議院側についてはもう原則公開というのは、私どももこれが事務的にも望ましいということから従来から考えておりました。

○中川小委員 それは調査会規程に設けるわけでしょう。そうすると、例えばその規程案に、調査会の会議は公開とする、ただし、調査会の決議によって秘密会とすることができるか、まず原則公開、ネガティブリストか、ポジティブリストかというような感じでいけば、要するにネガティブリスト、どうしてもという部分だけ例外にするということですね。それから、秩序保持のために傍聴人の退場を命ぜられるとか、制限をするとか、そこは置ける。そういうことはいいいわけですか。

では、そんな規定を研究させてみましょうか。それでいいですか。

○赤松(広)小委員 それは比較的、あとどうい書き方をするかは別として、原則それでいいというのはい一致できるんじゃないですか。

○中川小委員 大体それはいいんでしよう。

○遠沢小委員 構いません。

○中川小委員 そこはいいとして、共産党の意見を。

○東中委員 この前ちょっと申し上げたが、「調査会」は、その決議により秘密会とすることができるとする。という二項の部分ですけれども、これは、常任委員会の場合にはそうなっていますが、調査会も秘密会にするのか。することができるとわざわざ規定を入れるのは、私たちが反対をしているとは別に、規定の仕方として非常におかしいんじゃないかという感じを持ちます。この間申し上げたのですが、どこも何とも言われないので、ちょっと。

○中川小委員 どうですか、その点。

○赤松(広)小委員 だから、僕は書き方としては、原則公開とするところだけの話で、あとは運営上そういうことができるかという話で、そういうことというのは秘密会じゃないですよ、例えば傍聴人の制限なんかのことも、例外的にできるみたいなことができるわけだけつくってあげれば、そんな細かい、秘密会だ何だって書かなくていいと思うのです。

○谷事務局長 この秘密会の規定は、今までの委員会の、要するに運営の中の規定をそのまま考えて入れていきますから、これはまさしく御議論をいただかなければ。

○中川小委員 では、この点も持ち帰っていたら、基本的には原則公開でいいですか。

それから、副会長の権限規定というのは、仮に置くとしたらどういふふうに置けるのか。

○郡山法制局参事 お答えさせていただきます。仮に副会長の規定を明文で置くとなりますと、そのときには、副会長はいかなる職務権限を有するのかということはお決めいただく必要がございます。独立した権限といえますか、会自体にとつては、会長があられて、その会長以外の者が独立した権限を持つということは、それは通常の法制

上の仕組みといたしましては好ましいことではないと思えます。

そうしますと、例えば委員長不在の場合に、委員長の職務を代行するとかということにとどまるのではないかと思えます、通常の会議体でございますか。

○中川小委員 それでは、仮定問答として、それもお聞きいただいて、お持ち帰りをいただきますか。

○赤松(広)小委員 例えば、よくあるのは、委員長を補佐し何とかとか、この場合は、会長を補佐し何とかの運営に努めるとか、そういうのはないですか。

○郡山法制局参事 事柄によってはございます。ございしますが、この調査会での運営をどのようにされるかということの、基本的なところにかかわる問題であろうかと思えます。

つまり、調査会の会長の権限をどのようなものと考えられるかということに行き着くかと思えます。単なる議事整理といえますか、議事整理ということに焦点を当てられた会長であるのか、あるいはもつと別な権限を与えられる会長であるのかということにもつながっていくかと思えます。

○中川小委員 会長の権限規定がないから、あるけれども、これだけの権限。

○遠沢小委員 開会の日時を決める、幹事会を開くことができる、これだけです。

○赤松(広)小委員 会長は整理権だけですか、この書き方というのは。

○郡山法制局参事 この規程案によりますと、基本的にはそれでございします。例えば通常の委員会の委員長等でありますと、対外的な権限とか代表権限とか、もろもろの権限を与えられておりますので、それを補佐するということはあるのかもしれない。

ただし、この調査会長というのは、そういった権限を先生方はお与えになるのかどうか。この意味は、あくまで規程上の権限として与えられておりますので、これを、例えば相当程度強い意思

決定権限を調査会において会長に一任するという形で与えられるということがあるのかどうかということでございます。それは、恐らくこの会自体においては、先生方の決めとしてはいいんでないかと思えますが。

○中川小委員 それでは、きょう各党から出された意見を、事務局はもう一度一覽表で整理をしていただいて、各党は各党で、つくる以上は法制上揺るぎないものをつくらなければいけないわけですから、そういう意味でお持ち帰りいただいて御検討いただく。

議論はかなり進んだと思しますので、その上で、次回また協議をしたいと存じます。それでよろしいでしょうか。

○赤松(広)小委員 はい、結構です。日程は、追って相談してということ。

○中川小委員 それでは、次回は、また日程も御相談いたしますので、来週ということまでひとつお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午後一時四十六分散会

平成十一年六月三十日印刷

平成十一年七月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B